

ここでの「地域」のイメージ。山谷は混住地域なので、釜ヶ崎と違う。地域の商店街と一緒にイベントをやったりしている。ここで宿泊施設をやることによる経済効果が地域にある、ということ。コスマス（地元の訪問看護ステーション）は2億ほどの事業規模。うち4億ほど。社会的入院者が100人ここに住むとしたら6億円の経済効果、ということを東京学芸大の鈴木先生が試算した。山谷の町を変えようと思えば、もう一つなにか事業が必要と思う。ドヤという社会資源をどう使っていかがテーマ。4000室あいている。移行支援でアパート、よりもドヤを活用して、移行施設として考えてもらえばいいと思う。70-80部屋くらいの物件を手にいれて「自立援助ホーム」というのを考えている。宿泊所はサービスを提供しなければいけないという規定がない。だから問題のある事業者が入ってくる。将来的には居住基準の関係でドヤには住めなくなる。東京都の基準では59300円の住宅扶助が出る。将来的にはマックやダルクのように自立支援ホームにしたい。社会的入院層、稼動層を受け入れて、要介護だったらうちのステーションのサービスを入れて、稼動可能だったら技能講習を受けてもらって。

名古屋を始め全国に問題のある宿泊施設ができている。面積でいえば基準を満たしている。3000人を入居させている事業主もあり、東京のホームレスがかなりここに入っている。厚生労働省のガイドラインに沿って個室化をしているが、うなぎの寝床みたいな狭い間取りにしている。宿泊施設の絶対数は不足しているので、こういうことになっている。基本的には営利主義。ちゃんとした管理人をおかず、牢名主みたいなのを置いている。食材を渡してやるだけで、「自立支援」をうたい文句にしている。すべて行政が目を光らせるわけにいかない。我々がいかに質の高いサービスを提供するかだ。

自立援助ホーム「ふるさとモデル」（計画中）。大きな建物のなかに、医者、ヘルパーステーション、売店、などの設備を置き、宿泊させるもの。職員はあくまでも管理・コーディネータに徹し、サービスは外部に委託するということ。規模としては70-80部屋。今の宿泊所の総定員数よりは少ない。

雇用開発が大事だと思う。われわれがどう新しい仕事を作り出すのかが重要。ホームレスだから清掃、ガードマン、じゃなくて、ヘルパーも出来る、＊＊もできる、というような新たな分野を開拓していく。将来的にはホームレス自らの手で雑誌を作ることも。BigIssueじゃないけど、そのようなイメージで。新しい施設を開くにあたって、調理施設を一箇所に集めれば、元調理人の雇用もできる。

かつての建設労働という雇用に変わるもの。基本は生活保護で生きていく。ただ1日1時間2時間でも仕事で生活リズムをつくることが必要。

移行支援でヘルパー講習を受けている人がいるが、高い対人能力を持つ人もいる。ヘルパーは男女比が5：5くらい。ほかでは8割くらいが女性と聞いているが。

自立支援ホームは、自立支援事業の受け皿になるとを考えている。稼動層をどう就労自立につなげていくか。路上から直接ないし宿泊所、ドヤを経由してこのホームに受け入れる。都としては社会的入院層の受け皿として期待している。緊急一時施設に入ってここに。薬物疾患や依存症を抱えた人は、自立支援センターでは対応できない。そういう人たちをこのホームで受け入れることになる。現実に宿泊所で社会的入院層を受け入れている。東京都は12月から事業を予定しているが、精神の退院促進事業として。立川では失敗しているが、それは退院時のアセスメントが不十分だったため。地域に受け皿があれば、行政にとっては医療費の軽減になる。墨田区の「鳩の町」で精神関係の2つグループホームをやっている。2-4人ずつ2箇所。単身者を地域に帰していくときの受け皿。当初ボランティアとしてやっていたのはこの仕事だった。食事会と安否確認を。これを事業化したのが今のふるさとの家。

杉並区はニート率が高いのではないか。中流層が多いところほど多いのかも。ニートやフリーターもホームレス予備軍と考えられる。（田舎から出てきて寄場にくる、という昔のドヤと、今の若い人たちのフリーターとしての働き方は共通している。携帯で職探し。）

ニューヨークのN P Oを活動のモデルとしている。ハガティさん (Rosanne Haggerty) の The Center for Urban Community Services (CUCS)。

山岡先生に長谷工を紹介され、助成金を受けてボランティアのときにマンションを借りて高齢者自立生活センターを作ったというのが最初。将来的にはリサイクル工場もやりたい。移行事業でひとり 2.8 万の一時金(家具什器用品費)での家具購入時にリサイクル製品を提供することもできる。

A：神戸市（北区）衛藤晃

- 1 従来、自立助長推進ケースを選定し、重点的な取り組みを行なってきた。
- 2 平成15年2月より、傷病・障害等のない18～44歳の要保護者を、「自立支援選定ケース」に選定し、優先的・積極的な就労指導（選定後、3か月以内の就労開始を目標）に取り組んでいる。

（1）保護申請から開始まで

- ① 対象候補の選定
- ② 就労計画書等の交付と求職活動の助言
- ③ 就労計画書の受理
- ④ 求職活動報告書の提出日の指定
- ⑤ 求職活動報告書の提出

求職活動報告の提出があった場合 → 保護開始

求職活動報告の提出がなかった場合（申請受理日から30日を経過しても、合理的な理由なく、一度も求職活動報告書の提出、もしくはこれに代わるハローワークの求職受付票等による求職活動の報告がない場合）

→ ケース診断会議

（2）開始以降

- ① 「新規生活保護受給者の方へ」の交付（求職活動報告書・収入申告書の提出指導、十分な求職努力をしていると認められなかつた場合の不利益処分等についても説明）
- ② 求職活動について指導（概ね30日ごとの指定日に、求職活動報告書と収入申告書を提出）
（中略）
- ③ ケース診断会議（申請受理日から90日を経過しても就職にいたらない場合）
 - ・ 稼働能力が十分に活用されていると判断される場合
（中略）
 - ・ 稼働能力の活用が不十分と判断される場合
開始後に、正当な理由なく求職活動報告をまったく行なわなかつた者、報告内容が求職努力に欠けると認められる者であつて、特に新たな就労阻害要因も認められない者に対しては、法27条に基づく文書指示を行う。

3 就労支援員の支援状況

要保護者に対する地区担当員の就労指導を側面的に援護することを目的として、就労支援を専門とする就労支援員（嘱託職員）が配置され、自立支援の積極的展開を図っている。

配置状況

業務内容

B: 京都市

平成17年7月13日 保健福祉局から労働組合への提案
組合として歯止め

- 1 ハローワーク連繫型 就労支援プログラム
　　福祉事務所就労支援コーディネータの選定
　　福祉事務所統括コーディネータの選定
　　ハローワーク連繫型支援候補者選定会議の設置
　　就労支援サポートチームの設置

地区担当員は、「(ア) 求職活動申告書の徴収等による求職活動状況の把握と助言支援」
ハローワーク就労支援コーディネータが面接、履歴書の書き方などの支援を行なう。

期間を定める

取組の再検討

「支援を終了して自立支援プログラムに基づかない就労指導を実施してもなお、正当な理由なく指導に従わない者に対しては、必要に応じて文書での指示を検討するなど、けじめある指導の徹底を図る。」

- 2 福祉事務所一般型 就労支援プログラム

就労支援員がハローワークへの同行などの就労支援を行なう。

期間を定めない

C: 大阪市の就労支援事業 西成区保健福祉センター生活支援課 園田暢子

- 1 就労支援員としてハローワークOBを嘱託に採用
- 2 西成区

「ケースワーカーが対象者を選び、自立支援担当係長が面接して民間の派遣会社に行ってもらう人と、直接職安の支援チームに引きつぐ人を振り分けていきます。」
キャリアカウンセラー派遣事業は、再就職支援会社へ委託

D: 山城北における就労支援 奥森

平成15年11月、自立支援員（非常勤嘱託・週28時間勤務）配置

生活福祉だより
就労支援セミナーの開催
技能習得費の積極的な活用

福祉事務所として無料職業紹介事業へ取り組むべき

2005年11月17日 八尾市

○八尾市ヒアリングのまとめ

応対者；八尾市生活福祉課課長磯部利夫氏、課長補佐寺沢章氏、ケースワーカーの方

・モデルに選ばれた経緯

母子に対する就労支援ということで、府からも声がかかった。ほかに枚方市、松原市も手を上げていたが、担当者が異動になったりして、結果的に八尾市ののみが残った。

当初は、府とも相談して3年を予定していたが、国からは2年で答えを出してくれといわれ、2年間（18年度まで）の事業になった。

（八尾市 保護率 2003年末 20.14%、母子世帯の割合 18.2%、大阪府平均 15.3%にくらべ高い）

・生活保護受給母子世帯自立生活支援事業の概要（詳細は、中間報告書を参照）

2004年6月～、母子自立生活支援事業主担職員（係長1名、ワーカー5名）選定。

事業としては、全母子世帯の実態調査（623世帯、担当ワーカーに対する聞き取り）、自立阻害要因の分析によって類型化。53ケースを選定（就労16、求職29、不就労8ケース）。就労支援員（2名）、キャリアカウンセラー（臨床心理士兼）（1名）を活用した就労支援。

・調査結果として、学歴で中卒が4割いたことに驚いた（それほど多いと思っていた）。通院中295人のうち、精神疾患が128人。

・カウンセラーとの面接の結果、うつ傾向などの疾患を指摘され、就労指導から療養専念へと処遇方針を見直したケースもあった。

・この事業で、就労自立したケースだけではなく、就労阻害要因を確定できた効果も大きい（精神疾患を抱えた人など就労阻害要因にいかにして対応するかが今後の課題）。

・53ケースのうち、就職24、転職3、増収4、廃止5、自立見込み4（子の高校卒業など）、処遇方針見直し7（療養専念など）、カウンセリングと就労支援継続12。

・ケース処遇に関して、ワーカーが個人的に対応してきた部分が査察指導員やケース検討を通じて、組織的に対応できるようになった（ワーカーひとりで抱え込むことが多く行き詰りやすかった）。

・昨年の取り組みを通じ、ワーカー、就労支援員、カウンセラーの役割分担が明確化した。今年は、スムーズにいっている。

・事業導入前は、ワーカーや課長補佐なども効果について疑問を持っていたが、今は導入してよかったと思っている。

来年度以降、国の補助金を希望はするが、最悪の場合、自治体単費になってしまも継続したい。

・就労支援員も非常に熱心な方で、ワーカーも教えられている。

・これまで求職にハローワークが活用されていなかった。本人が仕事を見つけるのは求人雑誌等がほとんどだったため、賃金など条件的に低いところが多かった。

・働くと打ち切られる、と思い込んでいた人もいた。働くことの重要性を繰り返し伝えていった。

・面接を10回続けてやっと就職が決まった人もいた。就労支援員、ワーカーと一体となって励まし続けた。

・昨年の53から今年は110ケースに増やしている。

・（大阪府見舞金の廃止6億円分を自立支援プログラムに活用しないのか）大阪府にキャリアカウンセラーなどの人件費補助をお願いしているが、カウンセラー協会に委託しなければならないといわれた。こちらが面接をしてカウンセラーを決めたいのに、それだと協会に人選を任せないといけない。キャリアカウンセラーは、人によって専門性にかなり差があるため、非常に不安。

・府に対してほかの自治体からも人件費補助を求める声がある。社会援護課は理解を示してはいるが、財政のほうが人件費補助という形を認めないらしい。

2005年11月18日 10:00～ 大阪府庁

健康福祉部社会援護課社会援護グループ 西河広一主査、豊田高志技師

社会援護課：自立支援（ホームレス担当）、社会援護（生活保護担当）、恩給援護の3つのグループ、それぞれ10人程度の職員構成。10人の生活保護担当のなかで自立支援もこなすことになる。他の都道府県と比較すると、比較的職員配置は多い。審査請求が多く、年間150件ほどある。

＜西川＞都道府県から市町村にプログラムの計画を下ろしていく段階になっている。夏季・歳末の一時金を廃止したところ。H16に大阪府は生活保護率が全国一になった。府は17年度から臨床心理士などによる自立支援事業に取り組み始めた。

これまでの対応では十分ではないということで、カウンセリングと評価会議、成果普及研修などをおこなっている（資料）。現在は多重債務者対応の司法書士によるカウンセリングを行っている。国のプログラムとダブっているところがあつて、やりにくい。特に就労支援事業については国とダブってしまう。財源が二重になってしまって、府はそれをする必要がない。区市の福祉事務所の事業への援助を都が行う、というやり方をしている東京都の方式はうまいやり方と思う。

就労支援はまだできていない。案の段階で終わっている。国からの資金がくることになっているのだが、府にその実施体制はない。堺、大阪市、豊中、などの市で支援員を置いている市はある。寝屋川は国の事業（10割補助）で配置する。府の事業は2分の1という補助率にとどまるので、市としても国の仕組みを使うほうがいい。カウンセラーの配置基準は、被保護者数に応じて配置される。府としても市にこのデータを出してもらうようにお願いしているのだが、それぞれがばらばらで、配置についても把握しにくい。「自立助長選定ケース」が全体の5%という見方がある。この考え方で対象者数を割り出す。1ケースに対して1回1時間、六回面接、3ヶ月間という勘定で考えて。1週間に1人という程度の配置。国のいう10割負担に応募して、通らなかった部分に対して府が支援する形。しかし市町村から配置してほしい、という声が上ってきていない。福祉事務所では目の前の相談が手一杯で、そこまで気が回っていないというのが現状。

「職業カウンセリングセンター」これをおいているのは大阪と東京だけ。（冊子を2冊のみ提供）各種のセンターや利用可能なサービスや窓口の一覧などをまとめた冊子。（「就労支援の達人」）

ハローワークからの就労支援員の配置。6月から開始され、9月までのところで、生活保護のところだけで支援対象者185人（大阪府・大阪市も含めて）34人就職、保護廃止6件。（市を除いた数は出していない）。国が示す「4基準」は、現場ではもっと緩やかに解釈して対象を広げている。

協議会は労働局、大阪市、などと一緒に5月30日に立ち上げ、労働局はコーディネータなどに研修を行い、大阪府でも事務所の職員に研修した。ハローワークと福祉事務所のコーディネータとの打ち合わせは個別に行われている。現場ではSVが主として自立支援をしている。

事業をすることによってお金が出る仕組み。国はカウンセラーを雇用する形にしているが、府では外部の団体に委託するかたち。委託した場合、面接の時間や回数に対する出来高払い。自立への成功報酬ではなく、実働時間に対する支払い。1回1時間いくら、ということで。厚生労働省のキャリアコンサルタント研修を終えた人によるNPOとか、臨床心理士の団体とか、そういうところへ委託している。寝屋川市などは10割の補助を使ってこれをやっている。福祉事務所が自らおこなって、というのは対象外。ケースワーカーの仕事の軽減にはなりにくいということ。市が職員を増員して、というのは可能。

職安が雇っているのは、大阪の場合はもと人事畠や産業カウンセラー部門のひと。職安のOBは大阪の場合にはほとんどナビゲーターやコーディネータにはなっていない。福祉事務所のワーカーと職業カウンセラーによる適性把握を組み合わせて、支援をするというのを考えている。対象者の適性にあわせた仕事を認めることで、（所得が少なくとも）、適性にあわない仕事を無理強いするよう

なことは避けたい。ケースワーカーによる無理な就労指導をやめさせるという意味もある。最適職種に導くというのが府の最大の狙い。その点では国の意図とは異なるが。ワーカーのレベルアップを同時に考えている。ワーカーに就労支援のノウハウがないので、成果普及研修、講習などに力を入れている。

自立は就労だけではない。福祉的就労もある。社会的なつながりとして仕事ができればよいと思う。(精神障害者の退院促進などとの関係) これも府の自立支援プログラムのひとつとして上っている。この話をワーカーにしたり病院にいったりして奨めているのだが、なかなかすすまない。病院の方では援護寮やグループホームを近くに作って退院させるという方向に進みつつあるようだ。医療扶助費が生活保護費の半数以上を占めているが。

精神障害者に対するワーカーの対応能力。在宅の障害者に対する支援として、臨床心理士によるカウンセリング事業をつくったのだが、市からこの事業に対して手が上っていない。福祉事務所は、これまで取組みの経験がないことなので、手を上げにくいということだと思う。ほかに精神保健福祉士や司法書士の雇用の仕組みもある。

福祉事務所によっては弁護士を抱えているところはある。しかしほとんどのワーカーは弁護士とのコンタクトがない。多重債務の問題を聞きだすのはワーカーの力量によるところがある。それが判明したときにすぐに弁護士に繋げることができればよいのだが。NPO がやっているところもある。各市に司法書士は大勢おり、法律扶助協会の資金援助を利用することができる。相談料の半額援助を、地域の司法書士協会と協力してやっている。福祉事務所内の研究会で法律家を呼んで研修しているところもある。

自治体から手があがらないのは、補助率 2 分の 1 がまだ重い、というのと、現場ワーカーに余裕がないということの 2 要因がある。ワーカーがしんどいという状況が理解されていない。八尾市、泉大津などで成果が上ったケースを成果普及研修で紹介しているが、なかなか進行していない。現場としては書類書きの仕事を増やすだけという感覚がある。国の就労支援も最初うつとうしがられていたが、徐々に浸透してきた。宇治の地方局では、職安の人を招いて職業訓練講座をやったりしている。就労につながる人を集めて府が直接やるというのは、ダメといわれた(自治体間の競争を煽るようなことになるから?)

(都道府県の役割として、就労の受け皿としての NPO への支援などはどうか) 福祉事務所をゆするようないい方法があれば。現場は保護率を下げるということしか頭になくて。ワーカーの不足に対しては、府から指導はしている。しかし現場が動かないで、むしろ外注で対応するようにといっているが。(堺市はヴァリアブルスタッフだけ増やしているが、それではワーカーの負担軽減にはならない)

大阪の NPO というのはそんなにあるか? 実績があれば、そういうところに外注したいという思いはある。(東京都の場合は NPO 育成に力を入れているようだ。キャリアカウンセリングをする NPO なども。ホームレス支援については大阪府下で NPO による支援ができた)

(府としてモデルになると考えているのは) 八尾市。職員だけでなく、コンサルタントなどが入って事務的な面をカバーしてくれている。これがなかつたら市だけの体制ではできない。申請の書式とか、調査とか、そういうところをコンサルがやっている。1000 万の補助金が出たのでこれをやる体制をつくったともいえる。

(大阪市では再就職支援会社が関わっているようだが)。産業コンサルタントなどか。現場ではひとり 100 ケース以上ももって対応しているから、現場だけでは無理がある。だからこそこうした事業を活用してほしいのだが。

就労支援だけでなく、自立支援、ベースの部分の支援も大事だと思う。高齢者や障害者も。就労一色になってしまうのも問題。引きこもりなど、一体だれがやるのかさえも明らかでない。本来はワーカーの仕事だろうけれども。

(厚労省は多様な部署の連携を謳っている。生活保護と児童虐待・DV など府庁内部の連携、ハロ

一ワークと福祉事務所の連携はどうか)

この事業を通じて職安と福祉事務所の連携はできてきた。保護受給者を職安に連れて行ってもこれまで職安に対応する体制がなかった。当初職安では「4基準」を挙げて就労能力・意欲の高い人だけを求めていたようだが、徐々にかわってきてている。

(府の職業推進課との連携は)

大阪は、地域就労支援センターというのをもつていて、以前には同和関係の窓口だったが、ここで資格の講座などをおこなっている。職安の端末を置いている。斡旋は直接にはできないが。府下では、和泉市が職安の窓口を福祉事務所においている。若年については、職業カウンセリングセンターのほかに、「仕事館」がある(18~35才対応、天満橋のジョブカフェ)。雇用の開拓は職安の仕事となっている。若年は自助グループ的な作用が大きい。

公的雇用というのは、ほとんどホームレス対応だけ。大阪でも緊急雇用交付金事業が終わってしまって、清掃などの公的就労の規模が縮小した。安定した雇用がない。失対事業があればいいのに、と思うことはある。

退院促進については、どうしても病院の近くに集中してしまう。大阪市内には精神病院がなく、大阪の南に集中してある。大阪では退院者が南部の市に住むことになり、病院を抱えている市は不満を持っている。大阪市で退院促進事業をしてくれればいいのに、ということになる。多重債務のことはこちらの独自の取組み。福祉事務所では、以前は申請させない、保護を減らすという圧力が強かったが、今は少し戻っている。ただ職員の意識は事務的に仕事をしているだけで、仕事のやりがいを見出すことが難しい。

<資料>

- ・尼崎市福祉事務所「就労支援に関する関係資料」①(平成17年12月9日)
- ・尼崎市生活保護受給者等就労支援事業実施状況②(平成17年6月～11月)
- ・退院促進支援プログラム全体の流れ③
- ・居宅可能判定表④
- ・居宅支援訪問表⑤
- ・尼崎市福祉事務所「就労支援必携」⑥
- ・尼崎市福祉事務所「就労支援のしおり」⑦

6つあった福祉事務所を統合。大阪市西成区に統合して大きな福祉事務所となった。14名の相談員がいる。就労促進4年目。大きな成果がでている。

退院促進については、はじまったばかりで成果が出るのは来年になるのではないか。

自立支援のメニューとしては、長期入院患者退院促進、元ホームレス等の居宅支援がある。90人ほどホームレスを入居させている「大東ネットワーク」もある。

丸尾氏：県自立支援プログラム、就労支援プログラムのリーダー。今年度、兵庫県下の福祉事務所合同で原案を作成中。

西田氏：兵庫県、制度研究会、A 就労、B 退院促進、C ひきこもり、母子家庭日常生活支援があるが、B の退院促進、介護保険未加入者などの支援を担当。

澄川氏：就労支援、県費の家のない人のための支援など。

小寺氏：自立支援担当。家のない方が退院するとき、自宅の確保をする。帰来先として救護等がいいのか。居宅になったとき、服薬管理等ができるのかどうか判断する。

：退院促進、長期入院180日越えている人が対象。ケースワーカーと連携しながら、社会的入院を減らしていく。

林氏：就労促進支援員。6地区のうち武庫地区の担当。

梅園氏：同じく就労促進支援員、大庄地区担当。

中本氏：査察指導員。就労促進相談員のリーダーの一人。14年から3年間。ケースの選定を行った。

宿氏：SV12年目。尼崎は、他都市に比べ経験が長い人が SV をしている。ワーカーは全員が社会福祉主事取得。社会福祉士は18人いる。ワーカーの6、7割の人はやめたいといっている職場ではあるが。

<就労支援について>

76名体制。ケースの増加によって、訪問活動や処遇が停滞していった。処遇についても停滞。それが課題だった。担当ケース数は、平均110件強。高齢者は半数。そのほか、母子などの就労が課題となった。

平成14年に各福祉事務所に1名ずつ女性の就労相談員を導入。他都市では、職安のOBなどが就労促進支援員をしているが。尼崎では、6人全て職安OBではない。100%国の特別事業でやっている。

対象者をABCの3ランクに分類した。Aについては、ケースワーカーが担当。Bについては就労促進支援員との協同。Cケースについては就労促進支援員が単独で担当。

Aケースは、ひきこもりやうつなど即就労支援とならないケース。Cケースは、就労意欲があって、すでに職安にも通っているケース。

導入以前は、成果があがるのかどうか疑問だったが、導入後は、重要な事業だと認識を強めた。自立支援プログラムの核として就労支援を考えていかないといけない。

15年から就労促進員が相談、面接の段階にも入ってもらうようになった。だんだん欲がでてきて、3年間

の事業で終わらせないために、市長に物申す会で、市長に直訴した。市長も人事経験があつたこともあり、協力的だった。就労支援をするには就労支援員が実際に企業訪問等にいったほうがいいとのアドバイスをもらった。

平成17年度から新たに国の就労支援事業が始まったが、就労できる可能性が高いCケースはすでに過去の3年間で就労していたため苦労した。

職安のコーディネータやナビゲーターとの意識のずれがあった。福祉についての理解がなく、生活保護をもらっているのだから生活は安定している、求人票だけもらいにくるという認識だった。若年に対しては、相談にのるのではなく、「中卒だと仕事がない」ことを伝えて終わっていた。

過去3年間でCケースがほとんど就労していたため、残っていたケースは、A,Bがほとんどだった。現在のケースは、意欲や阻害要因の点で困難なケースだった。

尼崎市生活保護受給者等就労支援事業実施状況(平成17年6月～11月)では、16人が対象、うち就職11人、うち保護廃止+児扶手廃止2人。

自立支援プログラムは、保護廃止をすることだとは考えていない。より良く生きるためにひとつの手段として就労がある。成功例として数字を上げることに使いたくない(就労促進支援員)。

兵庫県の担当課長は、厚生労働省出向後で非常に意欲が高い人。兵庫県(神戸市を除く)の生活保護の約半数は、尼崎市。

自立支援プログラムは、処遇方針をプログラム化したものと考えている。経験年数にかかわらず一定の質の処遇ができるようソフトな部分をマニュアル化したい。

これらの事業の立ち上げがSV中心主義になっていてワーカーから声があがってきにくい。

ワーカーは、自立支援プログラムをきちんと理解していない。改めて勉強会などもしていない。自立支援の部署は、他のワーカーからは何をしているのかよくわからない、あまり関らないほうが多い余計な仕事を増やすなくてすむ、と思われているのではないか(澄川)。

兵庫県の方針は、10分の10の国の補助金を活用する方向。県独自の補助金は想定していない。期末一時金は、3年ほど前にすでに廃止をしている。

<退院促進事業>

500人の入院患者、うち県費400人、市費100人。精神障害が大多数。

退院促進の結果、12月までの状況で、124人退院、居宅57人、自主退院38人、特養5人、高齢者グループホーム3人、救護施設5人、等。

これまで県費の入院患者に対しては、市の負担ではないため入院していく当たり前の意識だった。平成14年に県費入院患者のみの担当をつくった。

字部市でしている事業は、帳票を作成する程度だが、尼崎市では、その人たちに何をするのか、どうするのかを具体化したかった。

(これまで放置されていた退院促進事業が進むことになった契機は)

平成12年介護保険が導入されたがすぐには進まなかった。しかし徐々にグループホームなどが増え、10年近く入院していた人が退院できるようになった。病院以外に戻る場所が出来たのが大きな要因。財政的には、県費から市費へと負担は増えるが、その効果が市費の入院患者の処遇まで影響を与えると考えている。

ホームレス支援に関しては、なんでも居宅というのは違うだろうと考えた。アパートに移った後、自殺する人などがいた。そこで居宅可能判定票を実施要領に基づいて作成した。

12月現在、病院から居宅に移って自立支援の対象になっているのが20ケース。2人の自立支援員が担当している。必要があれば毎日家庭訪問をする。最低一ヶ月に一回の訪問をする。退院後3ヶ月ほどを目安にしている。20人のほぼ全員が元野宿者(飯場出身者)、精神障害者は、1,2割。病識がなく、服薬管理などが難しい。

「大東ネットワーク」入所者は、出入りは少なく安定している。手取り3万円残る。

(NPOとの連携はどのように考えているか)

震災後、神戸の冬を支える会ができた。県の審議会等にも入っている。敵対関係から徐々に関係性は変わってきてているのでは。

(受給者の声はどのようにして把握しているのか)

改めて聞くということはしていない。

(相談段階に就労支援員で対応する場合について、まず申請書を出すべきでは)

これまで、要件に合わない人についてはただ帰つもらっていた。それを相談できるようにした。相談段階ではいろいろな状態の人が来る。必ずしも全員が生活保護を必要とする人だけではない。相談してみたら年金権があつたなど。

(なんらか生活に困っているから福祉事務所に来る。単に仕事の相談をしたいということであれば職安に行くはずでは)

必要な人には保護をかけている。働いてください、能力活用を条件として保護を受け付けている(ただし、稼働年齢層には十分対応できていないことも事実。昼間は話しくいこともある)

現在のSVがいる間、蓄積された経験を記録したい。その後が大変。2008年問題。

柴山参事兼統括主幹

資料
「静岡市における平成17年度の自立支援プログラムの実施状況について」

1 就労自立プログラム

◎生活保護受給者等就労支援事業（静岡県生活保護受給者等就労支援事業協議会に参加）

・各区福祉事務所社会福祉かにおいて実施

前期支援要請者… 20人（就労した者…0人）

後期支援要請者… 23人（18年1月末までに支援名簿を提出）

◎問題点

①就労支援コーディネータの配置不足（県に1人の配置）

- ・ 支援対象者との面接等に時間を掛けることができない。
- ・ 1回の面接で就労意欲がないと判断されてしまう。

②生活保護法第27条との関係

- ・ 就労支援事業参加者については、本人の承諾が必要となっているが、法27条では被保護者に対し指導・指示ができるとされている。この事業で、支援対象とならなかった者は、以後就労活動をしなくても良いと思い込んでしまう者がいる。

2 日常生活自立プログラム及び社会生活自立プログラム

◎ 各事務所からの要請がない。

- ・ 各ケースの担当者が、各被保護者の問題点に対し処遇方針に基づき対処しているため、特に必要性を求めていない。

実施状況を継続調査するうえでのポイント

（1）対象者の選抜の仕方

「被保護者70名にひとりという基準で選定している。」「前期支援者は、よりすぐりの精銳であったのに、成果が0である。」どのように福祉事務所が選抜してきたのかを調査する必要がある。

（2）職安との連携の問題

保護課は「就労支援コーディネータの配置不足（県に1人の配置）」というが、職安サイドは、全く逆のことを言っている。

静岡職安には静岡市が政令指定都市になった関係でナビゲーターも1名配置されている。支援対象者が少なく、また途中で来なくなってしまったため、職安コーディネータとナビゲーターの両方とも仕事がなく、代わりに高齢者や障害者の職業紹介の仕事や一般事務の仕事をしているというのが職安側から見た実態である。

福祉事務所は「職安では1回の面接で就労意欲がないと判断されてしまう。」という。

職安側は、現在の労働市場で就労可能性がない人たちが送り込まれてきている、という評価をし

ている。職安がどうせ仕事はない・・という意識を持っているのは確かであるが、「就労意欲がない」という判断とは異なる。対象者の意欲の問題ではなく、労働市場の客観的問題だというのが、職安側の判断である。

最初から職安に来ない人もいる、途中で来なくなった人もいる。就労意欲を高めるのは職安の仕事ではなく、福祉事務所の仕事であると認識しているようだ。

職安担当者が面談をしてみると、障害や病気があったり、多子世帯であったりで、すぐに就労可能ではないという対象者がほとんどであるという。こうした問題を、職安は福祉事務所の責任にし、福祉事務所は「本人がわがままを言う、仕事をえり好みしている」として、本人の意欲の問題としてしまう。三者で話し合うこともない。

三者の間に入って、プログラムの見直しにつなげるシステムを制度化する必要がある。

(3) 継続のあり方

「前期支援者20人に対しても、継続をする。」としているが、どう継続するのか問題。文書による指導・指示に向かうのか、プログラムの組み直しをじっくり行なうのかを継続調査する必要がある。

(4) 広義の自立支援に向けて

「2 日常生活自立プログラム及び社会生活自立プログラム

◎ 各事務所からの要請がない。

- 各ケースの担当者が、各被保護者の問題点に対し処遇方針に基づき対処しているため、特に必要性を求めていない。」

としてしまっているが、ここが本当は一番の鍵となるはず。「就労支援事業は、国からのお仕着せであり、それだけでは終わらせたくない」という言葉に期待したい。

2006年2月2日 北九州市保護課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 市役所本庁8階

Tel:093-582-2445 Fax:093-582-2249

早崎寿宏氏 (保健福祉局生活福祉部保護課保護係長)

E-mail:toshihiro_hayasaki01@mail2.city.kitakyusyu.jp

中山誠一氏 (監査指導課監査指導係長)

E-mail:seiichi_nakayama01@mail2.city.kitakyusyu.jp

資料

- (1) 北九州市の保護動向
- (2) 北九州市の生活保護の実施体制
- (3) 北九州市における組織的対応についての考え方について
- (4) マネジメントサイクルに従った処遇の推進及び具体的な処遇方針の樹立について (案)
- (5) 北九州市における自立支援事業 (就労支援事業)
- (6) 北九州市における個別支援プログラムの作成について
- (7) ICD 10 を活用した疾病分析について
- (8) 北九州市のホームレス自立支援施策について
- (9) パンフレット「ホームレス自立支援センター北九州」
- (10) 北九州市ホームレス自立支援実施計画

<早崎>

- (1) 保護の動向について

過去の北九州の生活保護の歴史について、批判もあると聞いているが、濫給、漏給を防ぐことを念頭においている。適正に保護をしてきた結果で、特別なことをしていると思っていない。個人のケースワーカーのレベルではなくシステムとして肃々と取り組んだ結果だと考えている。

・今回国が自立支援プログラムを提示した。職安との連携など、取組状況について(3)(4)で触れたい。

・ホームレスの方への支援については、432～321人に減った。台帳搭載し、聞き取り調査をして意向を聴いている。大都市と異なり、人数が少ないので、かなりNPOの方と連携をして手厚く自立しやすい仕組みをつくっている。

・北九州市は、昭和38年に5市が対等合併し発足。現在7区。対等合併によって、市政が生じた時期があった。合併以降、全国1の保護率。昭和42年から保護の適正化を開始。順次、さまざまな取り組みをして、平成16年13.1パーセントにまで適正になった。全国の保護率との比較をすると、北九州市の保護は、全国平均と比較するとまだ高い。政令指定都市の状況について、大阪市は、右肩上がりだが、本市については最近は微増傾向にある。

・P.3の各区の保護率について。行政区によって保護率が異なる。全国平均の保護率である八幡西区もあるし、小倉南区、若松のような若い地区。高齢化率が高い八幡東。ホームレスが多い小倉北は。21.42パーセント。田舎のような血縁が強い区がある一方、小倉北では、都会的大都市の保護率が高い傾向を示している。

・(P.4)では、平成16年平均約13,000人、世帯は約10,000世帯となっている。世帯類型別にみると、約7割が高齢世帯。本市の課題として、一番にあがるのは高齢者に対する生活保護をどうしていくのか。自立という概念も今までのような生活保護を脱却するだけではなく、社会的な自立を含めて考えていいきたい。

(2) 保護の実施体制

総務部と生活福祉部の2部で担当。監査担当の課をつくっている。社会福祉法人の監査も含めている。生活福祉部には、参事（部長級）をおいている。医療扶助審議会を設置。具体的な人数は26名（うち医療扶助審議会が13名）。

それぞれの区には、生活支援課、保護課がある。小倉北だけホームレス担当（主幹）をおいている。生活支援課には、地域保健係と管理係がある。保護課には、保護係長、多いところでは5係、少ないところでは2係ある。面接担当の主査をおいている。CW数については、平成16年度で148人。平成17年度は144人。人事の配慮をいただいていて、被保護者75に対して1人の配置となっている。

(3) 組織的な対応について・・・中山監査指導係長

昭和42年から保護の適正化に着手（第一次適正化）。

被保護者から集団陳情、個別の無理な要求があり、事務所に対する圧力があつたため、陳情ルール化の設定をした。

昭和44年には、福祉事務所運営方針ヒアリングの実施。局のほうで状況を確認するため。実際に局長が出向いて現場の苦労をねぎらうという意味もあった。適正化がある程度進められてきた。昭和50年7月には、指導課を一旦廃止。昭和48年のオイルショック等を受けて、保護率が増加傾向にあつたため、昭和55年の7月に指導課を復活させた。さらに54年度までは保護率が上昇傾向にあるという結果になった。

そのため、第二次の適正化を昭和54年度から着手した。暴力団関係ケースの不正受給に対する厳正な対応。個別の自立の助長にむけた再点検。54年7月には職員増員。執務関係の正常化。福祉団体の役員が事務所内に入ってきてケースファイル等まで覗き込んで仕事の妨害をしていた。団体役員の圧力が強い時期があつたため、同席面接の制限を加えた。

暴力団関係者の保護受給もあつたが、すでに保護要件がない人もいた。たとえば交通事故の示談金、保険金詐欺等、臨時的な就労収入がある等。厳正に対応しようということで、昭和56年当時の不正受給件数は、135件、57年370件、58年352件。警察との連携をとて、告発ないし被害届を出した。57年7月、面接主査制度を導入した。ワーカー経験者を配置。生活保護業務に熟練したものをおいた。場合によっては各福祉制度を活用できるように関係機関につなげるようにした。経済不況もあり、北九州の場合も平成13年5月以降は増加傾向で推移。16年度に入って保護動向が落ち着いている。

・保護動向は落ち着いているが、生活保護費に占める医療扶助費が6割となっている。糖尿病を含めた生活習慣病患者に対する生活指導、長期入院患者に対する退院促進の適正化の取り組みをはじめている。

(4) マネジメントサイクルに従った処遇の推進及び具体的な処遇方針の樹立について（案）

本市局長名の運営方針の資料。監査業務に関して、重点的に取り組んでほしい内容について触れている。指導監査に対する国の考え方をふまえ、本市の状況を加味して各区に伝えている。

・年度始めに年間の事業計画を策定し、局に提出する。事業の見直しをして翌年度に運営方針を改めて立て直す。

・3月に運営方針策定にあたっての説明会をしている。12頁以降は、説明資料。18年度の運営方針は、2月に説明会をする予定。運営方針は、マネジメントサイクル（①Plan、②Do、③Check、④Action）にもとづいて策定することになる。

・長期入院患者の退院促進事業は、局としても最重要課題だと認識している。

<質疑応答・意見交換>

布川) 高い保護率が適正化によって減少したことについて。入り口のところでご苦労されたのか、受給者の自然減でこうなったのか。

早崎) 新規申請は年間 2000 人。必要な方には保護をしているし、他法他施策の活用、就労支援等をしている。組織的な取り組みは、マネジメントサイクルに従った具体的な処遇方針の樹立。所として運営方針、全世帯の個別協議票を作成している（資料 P.11）。一つ一つのケースについてきめ細かにしてきた。保護率を下げるためだけに処遇をしていない。他法他施策を活用してきた結果。特別なことをしている意識はまったくない。

庄谷) 一般世帯の高齢・傷病・母子の動向と異なると思うが。

瀧澤) 炭鉱の公害、炭鉱の地盤沈下など。旧産炭地の衰退。産業構造の転換によって働く人が減少したのか。産業団地が売れているという話も聞いたことがあるが。

上畠) 生活保護の開始理由、廃止理由の推移についても知りたい。

武田) マネジメントサイクルに関連して、企画部局が推進しているところが多いが、ここでは具体的な運用の仕方をしている。どういう経緯で具体化されたのか。

早崎氏)

当時の監査指導課長が経営手法を取り入れた（現、高田参事）。平成 10 年に介護保険法ができて、サービスの質をどうするか、という議論があった。第 3 者評価をどうするか、社会福祉法人の監査等。保護の監査をしているので、あわせてすることになった。福祉事務所の事業計画をチェックすることだけではなく。ケースワークについても同様に、事業計画をたてて評価をしきらんと見直す。よりケースワーカーにわかりやすいように、具体的な作成の方法を示している。なぜそうなったのかという要因分析をしている。入退院を繰り返すケースなどについては、従来治療専念、服薬指導で終わっていた。なぜその人が治療をしても直らないのかという要因分析をする。服薬しないという課題を設定をして、目標を医師の指示通りに服薬することにおく。服薬の理解をしているかどうか。理解をしていないのであれば説明をする、など。資料 9 頁にあるように、目標、時期を設定して、これに基づいて処遇していく。全ケースについて。監査でもチェックしている。これができるのは 75 ケース担当という人員体制も理由のひとつだろう。

・国が自立支援プログラムをつくれといったが、どうすればいいかわからない。国がやろうとしている部分については、すでに全ケースでやっていた。改めて取り組むことにはなっていない。

庄谷) これだけの人員配置、個別処遇をしている。市の特性かと思うが、保護の廃止に至る過程で、家族、地域などの受け皿があるのか。

早崎氏) 北九州の場合は、市、区、地域の 3 層構造がしっかりとしている。厚生白書に紹介されたこともある。地域性が強い。見守りなどが強い。高齢者などを地域で支えることについては、大都市とは異なる状況にある。職安への同行や、退院サポート事業もある。在宅に帰ることになれば、委託看護師と協力する。保護率が減ったということに結果としてなっている。減らすために何かしたということは本末転倒。

(5) 北九州市における自立支援事業（就労支援事業）

本市では、過去から就労支援員を配置していた。国のプログラムにドッキングさせた。具体的には本市の中で小倉北、八幡西計2名おいている。厚労省岡田課長が平成15年にこられたときに本市を参考にした。就労支援事業の対象者はほとんどいない。200～300人。

受給期間が10年以上の方が多い。

支援事業のポイントは、動機付けにある。職安OBの就労支援員は、過去の職歴にあった求人情報を提供する。独自の求人のネットワークを活用している。雇用開発課とは、直接本庁レベルで連携していない。

(6) 北九州市における個別支援プログラムの作成について

・被保護者像の分析をしているのは特徴のひとつ。疾病分析の例。医療扶助費が保護費の6割を占めている。現状分析が必要だろうと考えた。ICD10（アイシーディーテン）。16年度から全レセプトに疾病構造コードを振っている。

その結果、入院医療費のなかでもどこが高いのかを分析できる。年齢別にみると、60台では、小倉北、小倉南では10%以上差がある。約40%を精神病患者が占める。さらに分析をすると、精神病院のなかには血管性痴呆患者もいることがわかった。一般病棟での入所が可能な人が含まれている。

・入院外では、勘でていたが、分析をすることが重要。14頁にあるが、循環器系と消化器系と筋骨格系が多い。入院予防の取り組みをする場合、漫然とするのではなく、統計と個別データから、ターゲットをしぼって取り組んでいく。地区ごとの特性もわかる。精神患者が多いのは、八幡東で約50%になる。一方戸畠地区は29%。

・長期入院患者退院サポート事業の実施。入院期間180日になっている方が対象。対象者と面接して意向を聞く、医師にもヒアリングし、本人も在宅に帰りたいということになれば委託看護師のほうで区の社会資源から選んで受け入れ先を確保して退院を促進する。実際にモデル事業を八幡西、小倉北でやっている。実績としてはかなりの件数があがってきていている。塩漬けケースという言葉もしていたが、施設や在宅に支援をしている。個別支援プログラムといつていいのではないか。

・監査の度に、係面談をしている。研修の意味もかねて本庁の考え方を伝えている。ワーカーには、ワーカーの取り組みひとつで自立を実現していくので、ケースに足を運んでほしいと伝えている。これらの事業は、ケースに喜ばれていると聞いている。来年度以降広げていければと考えている。

庄谷）母子世帯が2%というのは、貧困な母子が保護にかかるないでいるのではないか。保護基準以上の収入を得られているとは思えないが。また、3年のローテーションとあるが、5年はほしいという声がでているそうだが。

早崎氏）母子世帯の申請件数自体少ない。保育所の待機児童が少ない（一桁では）。預けようと思えばすぐ預けられる。

市全体の人事が3年になっている。資質の向上については、本市では、3科目主事に280時間の研修、大卒ではない人には300時間弱研修をしている。それ以外の定期研修は、年に3回。年度当初の新任研修は、力をいれている。課長会議（偶数月）、係長会議（奇数月）も開催している。

(8) 北九州市のホームレス自立支援施策について

おとしの調査結果で、(P.7.) 平成 15 年度 421 人、16 年度で 434 人。この間の自立支援センターの設置で、17 年度 7 月の段階で、200 人台になっている。公式には 321 人となっている。実施計画は 20 年度に見直。主な内容は、自立推進協議会の設置。協議の場を設けている。イで、巡回相談の実施。ホームレス支援機構の協力をえて、台帳整備等をして、センターの入所希望等を聞いている。巡回相談事業すべてが捕捉できていると考えている。ウで宿所の提供、食事の提供、相談事業をしている。柱は、自立支援センターの設置。2 頁で公共施設の適正な利用の確保。公園の巡回活動を行う管理指導員を配置している。行政だけではできないという認識で、北九州ホームレス支援機構と連携して民間の能力を積極的に活用しようとしている。ホームレス支援のノウハウがある団体と協力してすすめていくことになっている。他都市と比べても連携については、うまくいっている。

生活保護で自立しても再びホームレスにならないように、重点的にアフターフォローをしている。ホームレス数は、最高で 434 人、17 年 7 月では減少している。第 3 期で、270 人ぐらいの数字になっている。自立支援センターでは、就労可能な方について受け入れをしている。36 人が就労自立している。全体の 7 割。他の自立支援センターの就労自立率より高い。3 割の方は、入院や生活保護。

- ・対象者のアフターフォロー。ホームレス対策の難しいところは、再度路上に戻らないことと聞いている。自立生活サポートで、センター退所後 1 年間フォローしている。
- ・7 頁では、今現在のホームレスの状況。平均年齢 56.9 歳。小屋がけ、移動層と半々。

北九州のホームレスの大きな特徴は、自立の意思が高い。仕事をして自立をしたい 76%、センター入所希望 169 人 (79.7%)。

・ホームレスの対策の一番の問題は、アパートに住むための保証人がいないということ。居宅を設置するサポート部門が大事。人間関係が切れている方もいるため、自立をサポートするという柱をたてている。

庄谷) 刑余者への支援は何かしているのか。

早崎氏) 出所後、ゆうきん寮でまず受け入れている。過去犯罪を犯したから保護を受け付けないということはない。要件さえあれば保護を受け付ける。

布川) 濫給も漏給も防ぐのが適正化とおっしゃられたのが印象的。どの程度の保護率が適正だと考えているのか。今後の見通しは?

早崎氏) ホームレスや高齢者等を考えると増えるだろう。保護率が上がるか下がるかだけで仕事をしているわけではない。他法他施策を活用して無理であれば保護を受け付ける。

緊急対応事例では、保健師と CW がかけつけて保護申請をさせることもしている。

中山氏) 個別協議に関しては、昭和 60 年に自分がワーカーをしていた時期にすでにあったと記憶している。ただし、全ケースではなかった。全ケースは、平成 12 年頃からだと思う。監査指導課で監査をするにあたって、保健師の業務にもあてはめている。監査指導課が 10 年からやりだして、きちんと評価をしていこうということになったのが大きいところ。

木下) 近年の保護率の減少については少し危惧するところもある。

NPO 法人 北九州ホームレス支援機構
自立生活サポートセンター 主任 鈴木しもん
〒805-0015 北九州市八幡東区荒生田（あろうだ）2-1-21
Tel/Fax:093-653-0779
E-mail:ettou@f8.dion.ne.jp

URL:<http://www.h3.dion.ne.jp/~ettou/npo/>

鈴木)

ここは自立生活サポートセンター。生活保護を受けている人をサポートしている。主任をしている。この団体は、ボランティア団体から出発したので資料化がなかなかできていない。最近では、行政との関係が強まるにつれて資料公開等についても制約ができるようになった。雑誌のシェルタレスと HP にはなるべく情報をあげていこうと思っているが。

・生活保護や年金を受けてアパートに移った人約 180 名が地域で生活をしている。そのアフターケアをサポートセンター八幡がしている。他のスタッフは、佐藤さんという方がアフターケア、180人の情報をデータベース化、相談を受けたりしている。ヘルパー事業所や病院と連携し、一人一人に対してケアプランをつくろうとしている。

・自立生活サポート事業は、完全ではない。行政の取り組みになると平準化されてしまう。全員に對して同じことをしなければならないから逆にそれが断る理由になってしまふ。自立生活サポートセンターは、小倉と八幡と 2 つある。小倉は、100 名を超えていて、対象は、センターを就職して出た人。それは市から委託を受けて運営している。住宅と生活の 2 部門。実質 1 名で年間 100 名を担当している。サポートの提供期間は 1 年間と決まっている。しかし、1 年たつたら一般の人と同じかというとそうではない。離職率等は、時間が経てば経つほど高まる。そのため NPO は、その期間を超えて支援をする必要性から八幡をつくってサポートするようになった。

・ホームレス支援機構のもともとの前身は、越冬実行委員会だった。炊き出し等をしていた。今年で 18 年目になった。現在は自立支援を柱において支援している。以前は、行政に對してもホームレスを見殺しにするのかとけんかしにいっていた。2000 年 8 月頃、炊き出し時に工事を理由に追い出されたこともあった。金曜日の晩に炊き出しをしていた。しかし、市とけんかだけでは進まない。自分たちもかわらざるをえなかつた。NPO として再出発することで行政との関係を変えようとした。行政もなんとかしたい。委託先があればと行政も考えてきた。市の窓口担当者のなかには、追い出すのは解決にならない、次の施策として新しいものをつくりたいと考えていた人もいた。

けんかすることが目的ではなくて当事者のいのちを支えることが大きな目的となつた。NPO のなかでも評価は分かれた。自立支援センターに関わることについては、行政がしなければならないことを民間がなぜしないのかという声もあつた。いつまでも市に依存するという考え方を持たないようにした。市を逆に利用してホームレス支援をすすめるようにした。市との連携では、行政担当者もいろいろな思いでなんとかしないといけないと考えていた。当時 350 人ぐらいが炊き出しにならんでいた。行政も自立支援センターをつくるにあたつて、北九州で成功させるには、ノウハウを知っている NPO の意見を聞かなければならぬと思う行政担当者がいた。当時は、病院を出たり入ったりと繰り返して医療費がかかっていた。

- ・年金受給額が保護基準より低いのに、申請ができない人もいた。
- ・門司区では、就労指導を受けていた生活保護者が、求職活動のためにバスカードを購入したとこ

る、たとえば、1000 円分カードの場合、1050 円分利用することができるが、その 50 円分を収入認定していた。

・先日の相談ケースでは、現在 64 歳で保護受給中。ケースワーカーが就労指導していた。本人が就労指導に従わないといして保護を切られると相談にきた。12 月 26 日に辞退届を書かせられた。再申請は受け付けないと問題になるところから伝えている。当事者らは、これまで自発的に貯金をしてきた。半年までは 42 万円までは貯金とみなさないとの市の方針。今回、12 万円ためていたことがわかつてそれも保護を廃止する理由のひとつにされてしまった。家賃を払って借金返して残りが 8 万円あるので 2 週間ぐらいしたらまた申請に行く予定。知的に障害があるのではないかと考えている。就労する、自立するということを本人自らがいう（ワーカーにいわれていたのでは）。最終的にこちらに相談にくるのに、行政側がなぜ、その前にケースカンファレンスしてくれないのかと思う。

・野宿状態からの申請は原則受け付けていない。精神・知的障害があると思われるのは全ホームレスの 6、7 割は超えていると考えている。感覚的なものだが。アルコール、ギャンブルでお金を使ってしまったり、不注意でお金を落としてしまったりして家賃を払えなくなると困るからということで、貯蓄をよびかけたのだが。自立センターに入れなかつた人が路上に残っていくことで、現在路上にいる人の状況はますます悪化している。保護での敷金給付はしているが、不動産屋との交渉や保証人探しなどは行政はしてくれない。NPO 賃貸住宅居住支援センターは我々が作った NPO の一つ。もともとは外国人向けの賃貸住宅の保証人事業をしていたところ。

・市民協議会（医療関係者、不動産、自治会）をつくった。キリスト教の教会が強いサポートしている。鈴木氏も牧師。斡旋料も行政は出さない。センターを経由していない人もここで支える。

・炊き出しは、北九州 15 の団体がしている。年間 30 回しかしていない。お弁当をくばっている。冬場は毎週金曜日、夏は月に 1 回。1 個 200 円。50 人のボランティアが毎回きてくれる。

・現在の事業は、一人の保護課長との出会いが転換点ではないか。自立支援住宅（生活保護ベース）半年をへて地域にもどっていく。さまざまな活動をしている。料理プログラム、映画会など。180 人ほどがいる。

・おととし 9 月にサポートセンターができた。巡回相談を位置づけた。アフターケア継続支援としてサポートセンターを用意した。なごみ「支援住宅」は、最初 5 室でスタート。半年で 5 人 1 年間で 10 人。75 名ほどが希望していた。12 室のアパートで 11 室までこちらで借りて（1 室は管理人室）、野宿の人にはいってもらって保護申請をしてもらう。20 名がボランティア担当者として動いている。調査をして、戸籍、身体状況など基礎的なものを調べている。現在 10 期。7 人の方が入っている。前期から引き続いて入居している人もいる。敷金は支給されるが、敷金だけ。家具代等、火災保険等は支給されない。そういう費用を入居中にためる。せっかく 10 人いる。一人生きていると思うと立ち上がる力、生きていく希望をもてなかつたりするが、支えあう仲間をつくろうということで、音楽療法、料理プログラム、体操プログラムなどを用意している。開放する部屋として「なごみ」をつくった。のんびりかんがえる時間があると考えてさみしくなるので忙しくしている。ひとつのアパートの屋上に倉庫があった。もとは酒屋で貨物用のエレベーターを使って屋上に倉庫を置いていた。そこで、丸紅基金を申請して 195 万円の助成金をもらえたので、エレベーターと倉庫のスペースを集会室に改修した。今はきれいなホールになっている。一番大きいのは葬儀ができること。大勢が見送ることができれば自分も安心して死んでいくことができる。不安感の解消ができる。最後まで看取ることができる。八幡は野宿で出会ったときから最後追悼するまでの期間、支援をすることができる。入居者も担当をきめてお茶をだしたりする。ここを退所して地域に戻った人もサポートする側にまわっている。100 名弱の方が支援住宅をでて地域で生活をしており、「なまの会」をつくっている。年間 3 回交流会をする。葬儀の費用を互助会をつくってためている。